

海岸法改正(平成11年)からの経緯 補足説明

平成25年12月16日

農林水産省 農村振興局

農林水産省 水産庁

国土交通省 水管理・国土保全局

国土交通省 港湾局

海岸法の制定(昭和31年)

- 昭和28年9月に東海地区に上陸した台風13号により、愛知県を中心として被害が全国に及び、復旧対策として特別立法が制定されて特別の国庫負担率が適用されるとともに、計画潮位や波のうちあげ高の検討等の復旧計画が工学的に決められるなど、我が国の「海岸」史上特筆すべき台風となった。また、この台風による全国規模での被害、復旧に係る特別立法が海岸法制定の契機となり、昭和31年に「海岸法」が制定された。

昭和28年9月台風13号による被害



愛知県豊橋市神野新田地区の海岸堤防が決壊



とこなめし
愛知県常滑市 榎戸付近の海岸



愛知県名古屋市大江付近

海岸法の改正(平成11年)

- 海岸法は、頻発していた油流出事故への適切な対応、自動車の乗入れ等による海岸環境の悪化から貴重な動植物の生息・生育環境を保全する制度となっていないことや、長大な海岸線に比して、海岸保全区域以外の海岸については法律の対象となっていないことなどの問題点があったこと等を踏まえ、平成11年に、法目的に海岸の「環境の整備と保全」、「適正な利用の確保」を追加するとともに、法定外公共物であった国有海浜地を一般公共海岸区域として法の対象とするなど、43年ぶりに抜本的な改正を行い現在に至る。

海岸法 第一条(目的)

この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、[海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り](#)、もって国土の保全に資することを目的とする。



車による砂浜への乗り入れにより、ウミガメの産卵地や海浜植物の生息地等が荒らされることも。



ナホトカ号油流出事故(福井県三国町)

海岸法の制定

- 津波、高潮、波浪等の海岸災害からの防護のための海岸保全の実施

昭和31年

目的

防護

海岸法の一部改正

- 防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設
- 地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設
- 海岸法の対象となる海岸の拡張（一般公共海岸区域の創設）
- 国の直轄管理制度の導入

平成11年

防護

環境

利用

海岸漂着物処理推進法の制定

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律について(海岸漂着物処理推進法)

公布・施行

公布:平成21年7月15日(同日施行)

目的

海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物等の円滑な処理及び発生の抑制を図る。

基本理念

- 総合的な海岸の環境の保全及び再生
- 責任の明確化と円滑な処理の推進
- 海岸漂着物等の発生の効果的な抑制

- 海洋環境の保全
- 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保
- 国際協力の推進

海岸漂着物等の円滑な処理

○処理等の責任

- ・海岸管理者は、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならない。

海岸漂着物等の発生の抑制

- 国及び地方公共団体は、①発生状況・発生原因に係る定期的な調査
②森林、農地、市街地、河川、海岸等における不法投棄防止に必要な措置
③土地の適正な管理に関する必要な助言及び指導

に努める。

低潮線保全法の制定

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全
及び拠点施設の整備等に関する法律(低潮線保全法)

公布・施行

公布:平成22年6月2日

施行:平成22年6月24日

背景

- 我が国は国土面積(約38万km²)の約11倍の世界有数の排他的経済水域の面積(約405万km²)を設定。
- 排他的経済水域等には、コバルトリッチクラスト、レアメタル、メタンハイドレート、石油・天然ガス等の海底資源エネルギーが多数賦存。
- 排他的経済水域等の確保に資する低潮線の保全が緊急の課題。

目的

- 低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画の策定
 - 低潮線保全区域において必要な規制
 - 特定の離島を拠点とする排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用に関する活動に必要な港湾の施設に関し必要な事項を規定
- 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進を図り、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図る。



※ 長崎県男女群島鮫瀬の低潮線が約2km後退すると約78km²(東京ドーム約1,700個分)の排他的経済水域面積が減少

津波防災地域づくり法の制定

将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な一般的な制度を創設し、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進。

概要

公布・施行

公布：平成23年12月26日

施行：平成23年12月27日

基本指針（国土交通大臣）

津波浸水想定の設定

都道府県知事は、基本指針に基づき、**津波浸水想定**（津波により浸水するおそれがある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深）を設定し、公表する。

推進計画の作成

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、**津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）**を作成することができる。

特例措置

（推進計画区域内における特例）

津波防災住宅等建設区の創設

津波避難建築物の
容積率規制の緩和

都道府県による
集団移転促進事業計画の作成

一団地の津波防災
拠点市街地形成施設に関する
都市計画

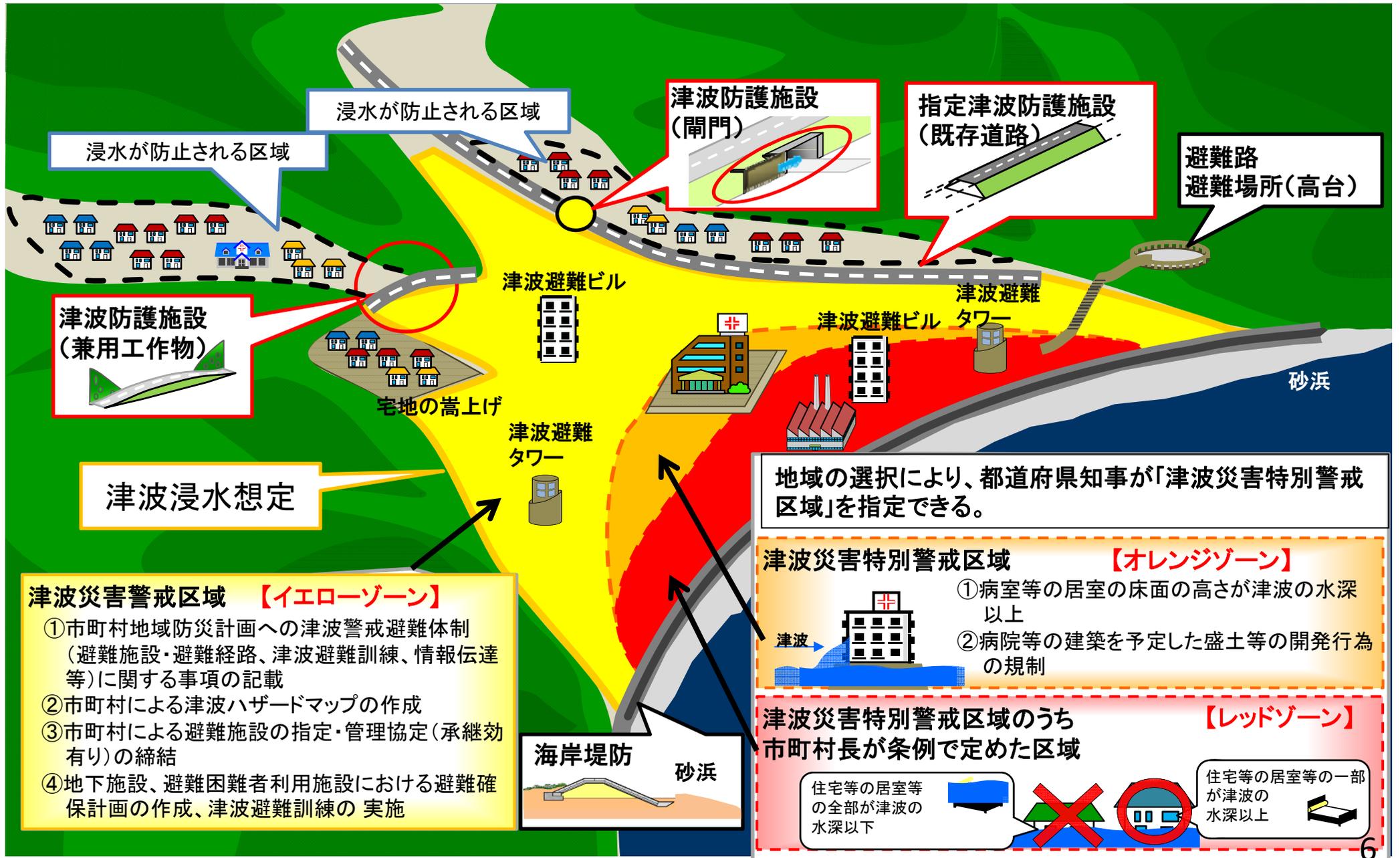
津波防護施設の管理等

都道府県知事又は市町村長は、盛土構造物、閘門等の**津波防護施設**の新設、改良その他の管理を行う。

津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

- ・都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、**津波災害警戒区域**として指定することができる。
- ・都道府県知事は、警戒区域のうち、津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を、**津波災害特別警戒区域**として指定することができる。

いのちを守る津波防災地域づくりのイメージ



津波防災地域づくり法に基づく推進計画策定に向けた取組

(宮崎県・宮崎市・日向市、九州地整他)

平成25年9月時点

■ 宮崎県、沿岸市町、九州地方整備局は、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき策定・公表された「津波浸水想定」を踏まえ、その対策計画である「推進計画」を策定するため、「宮崎県沿岸津波防災地域づくりに関する推進計画策定連絡会」を設置し、モデル市(宮崎市、日向市)においてケーススタディを行う等、議論を進めている。

● 宮崎県沿岸津波防災地域づくりに関する推進計画策定連絡会

- ・ 宮崎県沿岸10市町の防災、土木、都市計画部局
(宮崎市、延岡市、日南市、日向市、串間市、高鍋町、新富町、川南町、都農町、門川町)
- ・ 国土交通省九州地方整備局
- ・ 宮崎県県土整備部、危機管理局、農政水産部
(事務局:宮崎県、国土交通省九州地方整備局)



第2回開催時の状況(平成25年7月4日)



宮崎日日新聞平成25年2月21日

【検討内容の例(日向市を対象としたケーススタディ)】

モデル地区の現状を詳細に把握し

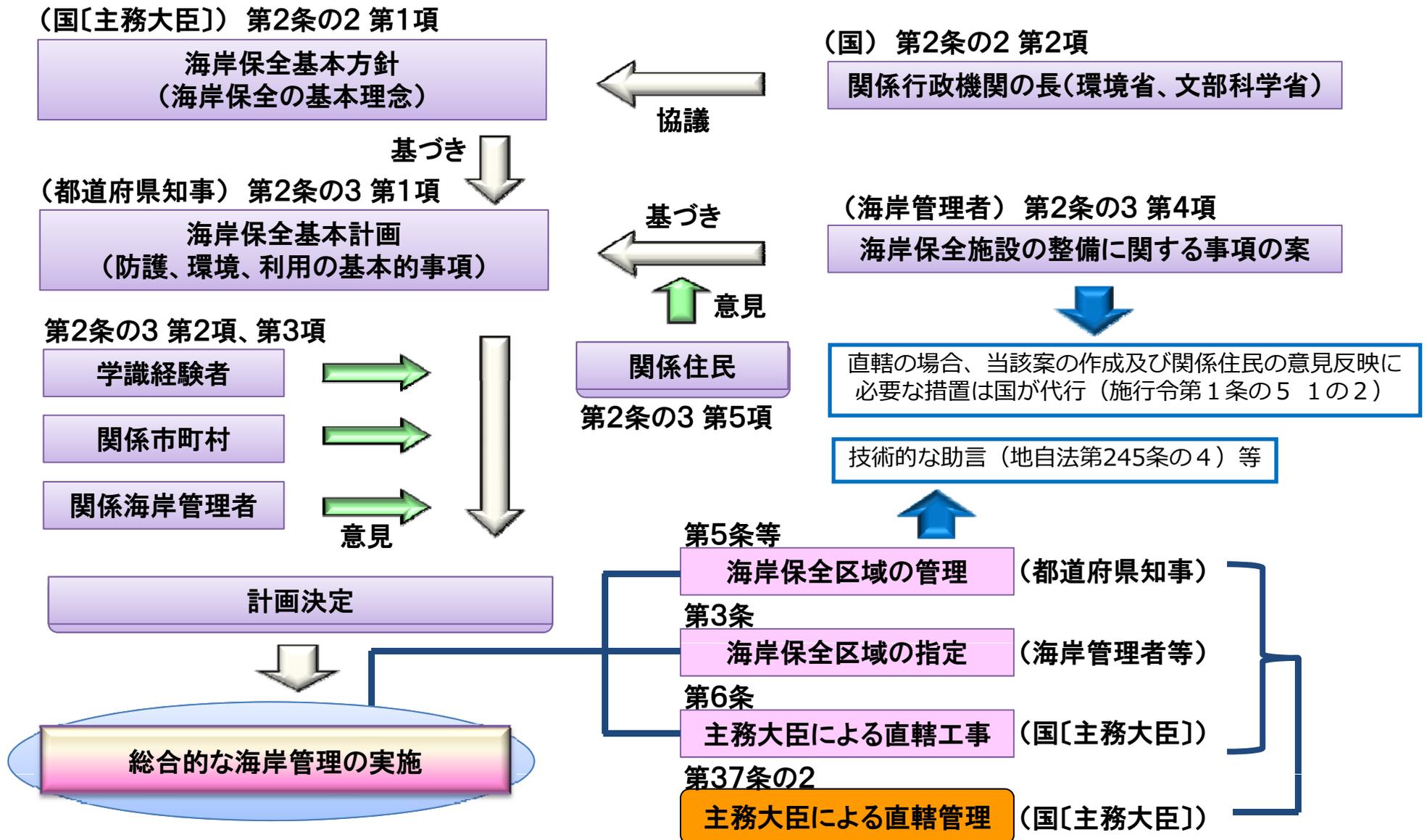
市からの提案に対するソフト・ハード対策を検討

- 提案1. 海岸施設の粘り強い構造化等
- 提案2. 急傾斜施設を活用した避難路整備
- 提案3. 現状ではL2津波に対して安全な場所への避難が困難と想定される細島港周辺の避難対策
(津波避難計画策定、難訓練の実施、避難路の整備等)
- 提案4. 現状ではL2津波に対して安全な場所への避難が困難と想定される小倉ヶ浜海岸の背後地におけるL2津波浸水軽減対策
(海岸保全施設、避難タワー、避難ビル指定等を総合的に検討)



※ 提案内容は連絡会の議論のためにケーススタディ用として作成したものであり、各事業の実施を前提としたものではありません。

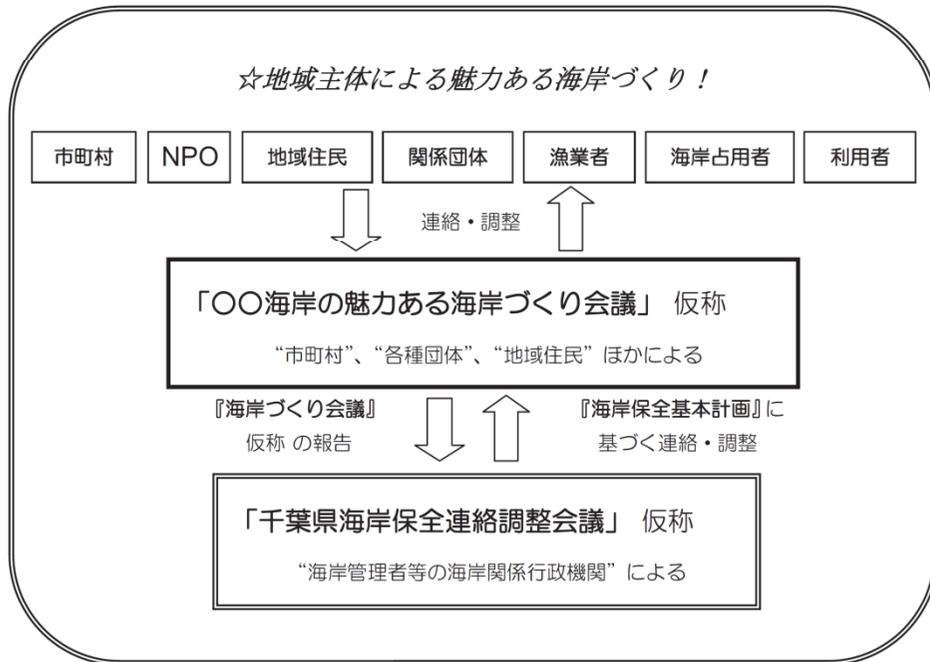
地域の意見を反映した海岸整備の計画制度



地域の意見を反映した海岸保全の取組(千葉県の場合)

- 平成15年8月に策定した「千葉東沿岸海岸保全基本計画」では、地域の意向や特性に応じた海岸づくりを推進していくため、“地域会議の創設”を定めた。
- 千葉県では市町村と連携し、この地域会議を通じて関係する地元住民等から意見を聴くなど、地域の意見を反映した整備に取り組んでいる。

海岸保全基本計画で定めた事項を基本とし、“地域会議”において意見を聴くなど、地域の意見を反映した整備を推進する取組を行っている。



出典：千葉東沿岸海岸保全基本計画

千葉県一宮町の「一宮の魅力ある海岸づくり会議」の事例

- 平成22年6月に一宮町において、「一宮の魅力ある海岸づくり会議」を発足し、現在までに計8回開催。
 - 専門家による海岸構造物や海洋環境等の専門的知見の丁寧な解説により、多面的な問題に対する科学的理解の共有が図られ、情報の共有に基づく具体的な検討が進む。
- 一宮海岸では、この会議を通じて沿岸地域の意見を取り入れるなど、多様な利害に応じた海岸保全施設の整備を進めている。今後も継続し、合意形成を図りながら、施設整備を進めて行く予定。

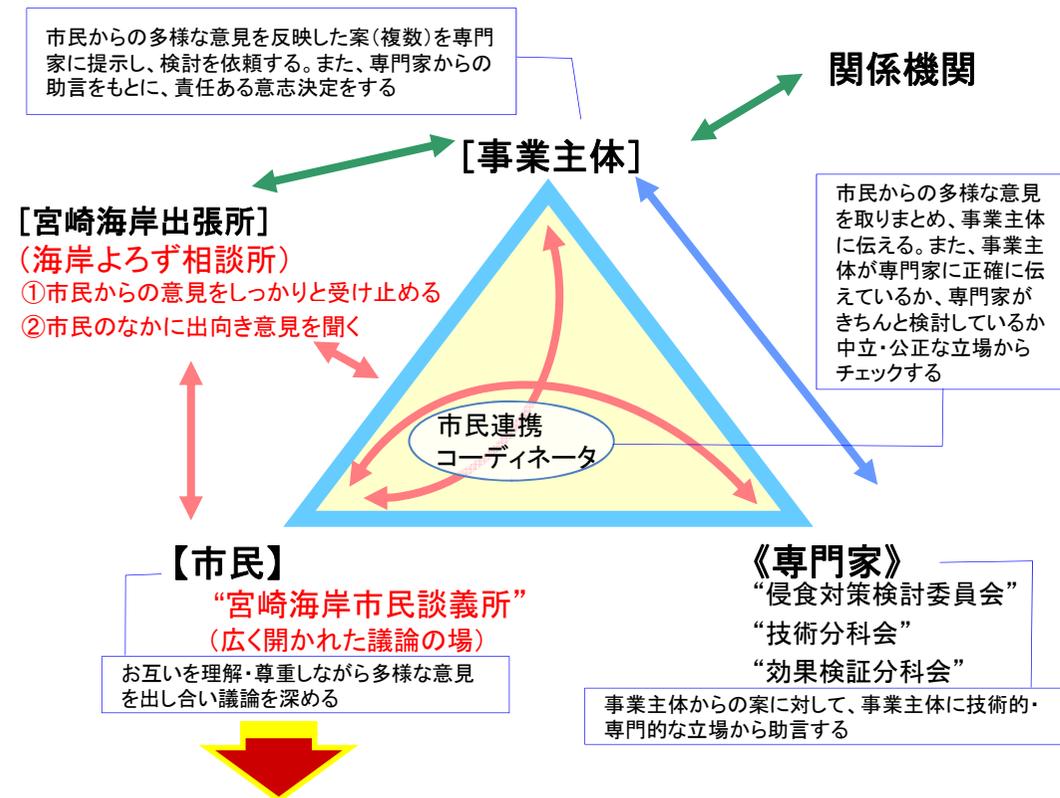


第7回会議の状況 (H25. 2)

合意形成・住民参加の取組(宮崎県宮崎海岸の例)

■ 宮崎海岸は平成20年度の直轄編入時、事業に対する合意形成を進めるため、市民との懇談会や勉強会を重ね、平成21年4月には、「宮崎海岸市民談義所」を立ち上げるなど、砂浜の保全を目的として、行政・市民・専門家が三者一体となって海岸事業を進めている。

●宮崎海岸トライアングル ～行政・市民・専門家、三者一体となって考える～



「宮崎海岸市民談義所」について

【役割と機能】

- ①多様な意見をお互いに認識し、知識・情報を共有する
- ②市民と行政のコミュニケーションを充実する
- ③市民がお互いに納得できる、手段を含めた方向性を見いだす

○市民意見に対して可能な限りの配慮

- 新たなコンクリート構造物は出来るだけ減らす
- 豊かな自然環境を最大限残す
- 美しい景観、漁業・サーフィン・散歩等の利用に配慮する 等



海岸景観形成ガイドラインの策定

【背景】平成15年に国土交通省がとりまとめた「美しい国づくり政策大綱」において事業分野ごとの景観形成ガイドラインの策定がうたわれ、また、平成16年には景観法が成立するなど、景観に配慮した事業の実施が求められている



良好な海岸景観形成を図るため、海岸保全や背後地の計画・設計・整備に携わる行政関係者やまちづくりに関わる市民等による整備や取組みの方策を示すガイドラインを平成18年1月策定。

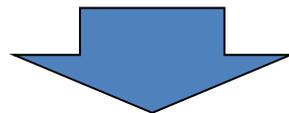
内容

●理念編

個々の海岸空間における海岸景観の捉え方や検討する際の評価の柱について

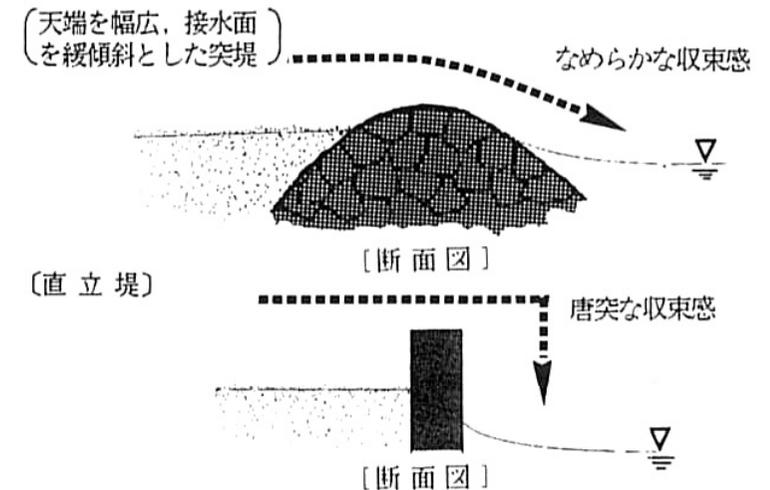
●実践編

検討の進め方や景観配慮事項、検討体制について



今後の取組み

海岸景観形成ガイドラインの普及を図り、海岸事業を行う場合は本ガイドライン等を活用して事前に景観の検討を行うなどの取組みにより、良好な海岸景観の形成を推進。



砂浜端部に滑らかな収束感を与える突堤の例2

河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き①

- ・ 復旧される施設の中心は海岸沿いの連続的な構造物（河川・海岸堤防）であり、地域の**景観に与える影響への配慮**が重要。
- ・ 今後の国、県の災害復旧における景観への配慮を支援するため、配慮の**具体的な方法を分かり易く示した手引き**を作成。
- ・ 視覚面のみならず、**生態系、地域性やまちづくり計画の考慮等を含む幅広い視点**から景観への配慮方法を記述。

手引きの概要

【配慮の視点】

- ①視覚的景観 ②地域性 ③生態系
- ④サステナビリティ(持続可能性) ⑤コスト

【配慮の方法例】

- ・ 堤防の位置、線形の工夫 ・ 堤防法面のデザイン
- ・ 堤防法尻への覆土 ・ 海岸林・樹木等の活用
- ・ 階段等のデザイン ・ 水門等のデザイン

【別冊】

- ・ リアス式海岸、砂浜海岸の計6地区におけるケーススタディ

河川・海岸構造物の復旧における景観検討会

【委員】

天野 邦彦(国土技術政策総合研究所 環境研究部 河川環境研究室長)
萱場 祐一(独立行政法人土木研究所自然共生研究センター長)
佐藤 慎司(東京大学大学院 教授)
島谷 幸宏(九州大学大学院 教授) (座長)
諏訪 義雄(国土技術政策総合研究所河川研究部 海岸研究室長)
平野 勝也(東北大学大学院 准教授)
松本 中(岩手県 県土整備部 河川課総括課長)
後藤 隆一(宮城県 土木部 河川課長)
宮崎 典男(福島県 土木部 河川整備課長)

【オブザーバー】

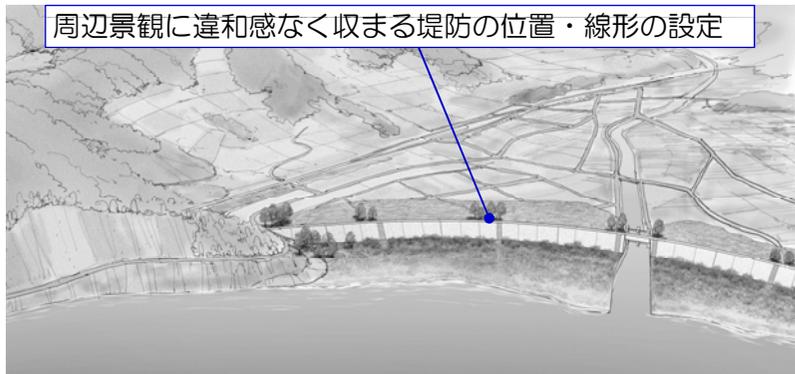
西條 一彦(国土交通省東北地方整備局河川部 流域・水防調整官)

【事務局】

国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課、治水課、防災課、海岸室

■検討会の経緯

第1回 H23. 9. 21、第2回 H23. 9. 21、第3回 H23. 10. 14



河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き②

国土交通省

河川・海岸構造物の復旧における景観検討会

「河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き」の策定（平成23年11月策定）



東北地方整備局・宮城県

宮城県沿岸域河口部・海岸施設復旧における環境等検討委員会

「宮城県沿岸域河口部・海岸施設復旧における環境等への配慮の手引き」の策定
(平成24年3月策定)



仙台河川国道事務所・宮城県

仙台湾南部海岸地区環境等検討懇談会
各現場の具体的な対応方針の検討

東北地方整備局・宮城県

仙台湾南部海岸環境対策検討委員会

仙台湾南部海岸 動植物の環境保全対策

(施工時期の調整、海岸堤防や工事用道路ルート of 調整、モニタリング調査等)

砂浜の保全と回復を主体とした海岸整備の推進

砂浜の保全・回復を主体とした整備への転換

消波工などとして使われていた異形ブロック等を沖合施設である離岸堤や人工リーフの構成材料として有効にリユースすることにより、防護機能の確保を図るとともに、環境負荷の低減を図りつつ、海辺へのアプローチと海浜空間の景観として優れたなぎさを再生。

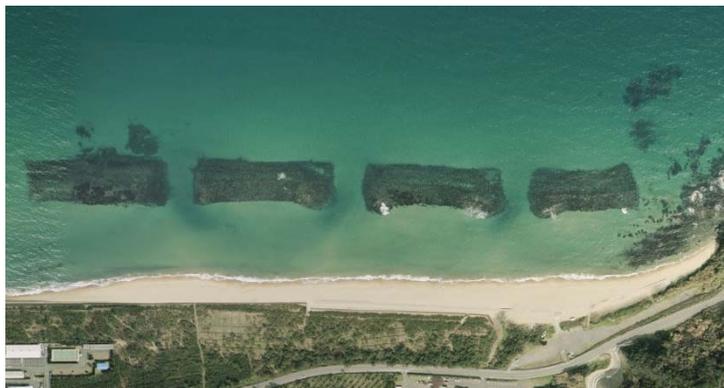
消波ブロックを沖合の
海面下の構造物に転用し、
砂浜を再生
(静岡県富士市 富士海岸)



今後推進する海岸保全施設

●人工リーフ

常に海面下に没していることから、景観上優れているとともに良好な生物の生息・生育の場となるなど、水産生物との共生にも資する。



●ヘッドランド

隣り合うヘッドランドの間をポケットビーチ化し、波浪エネルギーを分散させ、海浜の安定化を図る。

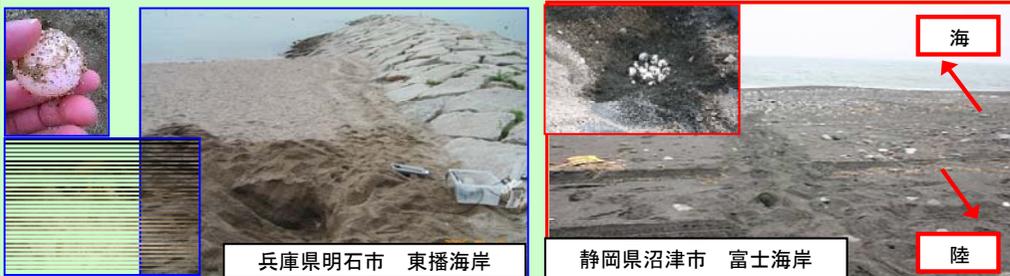


自然共生型海岸づくりの事例

関係者間の合意形成と役割分担、他事業との連携、アダプティブ・マネジメント等と、これらの基礎となる海岸に関わる各種情報の蓄積と公開、支援ネットワーク構築や人材育成を基本方針とした「自然共生型海岸づくり」を推進。

生態系に配慮した海岸整備

ウミガメ・カブトガニ・野鳥等生物にとって重要な生息・生育、繁殖、採餌場所となっている海岸において、施設の配置や構造等に工夫を行うことにより、生態系や自然景観等に配慮した海岸整備を実施。



ウミガメの産卵

しらすか 白渚海岸(千葉県)における取組

- ・房総半島の外房側に位置する白渚海岸において、漁業やサーフィン等に広く利用されている海岸であることから、有識者を含む関係者で事業計画を検討。
- ・その結果、防護・環境・利用の調和のとれた計画が策定され整備を実施。



現地に大模型(緩傾斜護岸)を設置して議論

伊勢湾西南海岸(三重県)における取組

- ・伊勢湾西南海岸は、築堤後50年が経過し、堤防の老朽化が著しく、海岸侵食による砂浜の減少が進行。
- ・アカウミガメが産卵するなど、自然環境の保全に配慮が必要な海岸。
- ・地元の教育関係者、自治会、漁業関係者等からなる地域懇談会を開催し、事業計画を立案。

地域懇談会の実施



子供たちとアカウミガメのふ化調査を実施

アカウミガメの上陸

- ・生態系に配慮し近隣の砂を使用。
- ・環境教育の場を創設



泉州(福島)海岸(大阪府)における取組

- ・泉州(福島)海岸は、大規模地震に備える護岸の耐震化が急務である一方、稀少な自然環境が残され、地域住民等による利用が盛んな海岸。
- ・事業計画検討にあたり住民と行政担当者からなるワークショップを開催し、防護・環境・利用の調和のとれた計画を策定。

地震災害への対策

背後には、住宅地や学校、工場などが密集していることから、地震への強化策が必要。

自然環境への配慮

貴重な海洋生物等が生息する豊かな自然環境が残されており、自然環境保全への配慮が重要。

利用環境の整備

適正な利用環境の創造による、地元市民の憩え・親しみのある海岸づくりを実施。



ワークショップ



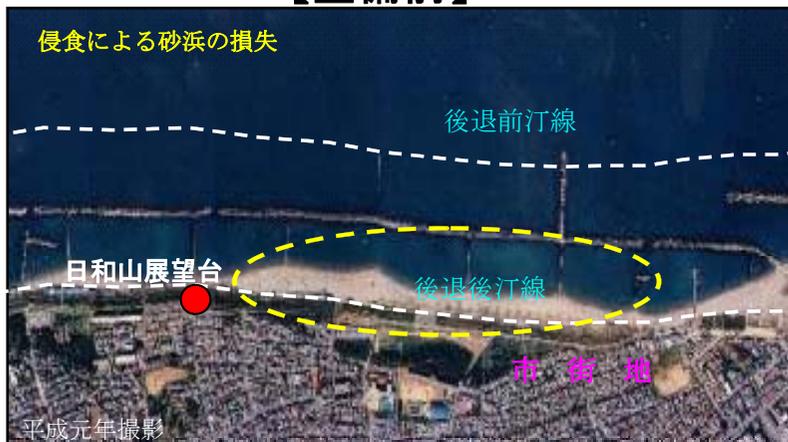
現地調査

面的防護方式の採用による景観等への配慮した海岸整備

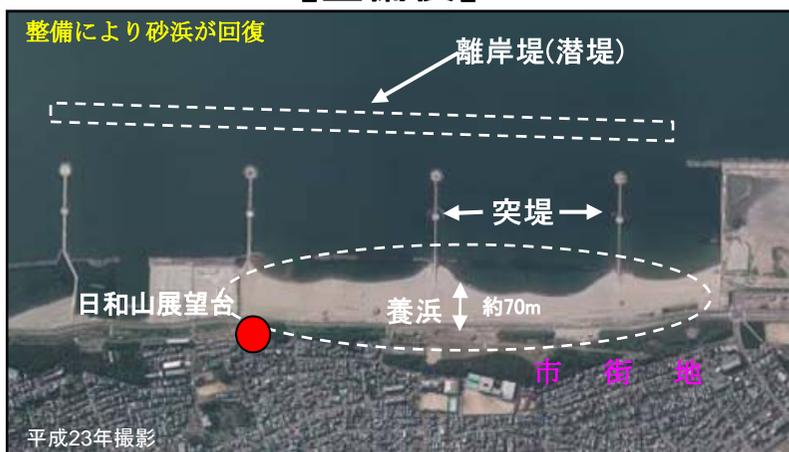
《新潟港海岸の特徴》

- 新潟港海岸(西海岸地区)は、日本有数の侵食海岸で背後に新潟中心市街地が広がっている。
- 大正から昭和にかけて大幅に侵食を受けたが、潜堤、突堤、養浜を組合わせた面的防護工法により、海岸地形をより安定的、持続的に防護、維持し、且つ、景観・親水空間にも配慮した海岸を整備。

【整備前】



【整備後】



景観等への配慮

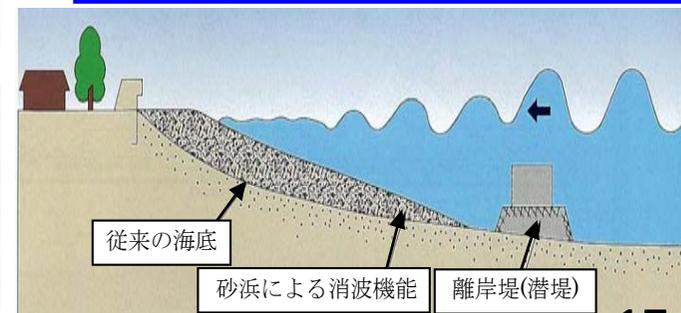
- 「新潟西海岸景観デザイン委員会」を組織し、景観への配慮と利活用の方策を検討。
- シンポジウムやオープンハウスなどのPI活動を実施し、その成果の一つとして、景観形成事業推進費を活用した飛砂防止対策と連携したクロマツの植栽を多数の市民参加のもと実施。
- 潜堤により、海辺の景観へ配慮した海岸整備を実施。

市民の参加によるクロマツの植栽



面的防護工法とは

- 潜堤：波エネルギーを減衰
- 突堤：沿岸方向への砂移動の抑制
- 養浜：波のエネルギーを吸収、親水空間の創出



地域に根ざした海岸管理の推進(1)～海岸の管理における市町村参画の推進～

- 平成11年改正前の海岸法では、海岸管理者は都道府県知事等が行うこととされ、知事が指定した場合、海岸保全施設の整備等を含めた全ての管理を市町村長が行うことができた。
- 占用許可等に係る事務は広域的な利害調整を伴うような性質のものではなく、祭りや行事の場として地域づくりの観点から市町村が積極的に参画することが望まれた。
- このため、平成11年に従来の制度に加え、占用の許可や行為の許可等日常的な管理について、海岸保全区域や一般公共海岸区域において、本来の管理者と協議が整った場合には、市町村長が管理できるよう法改正を行った。

改正前の海岸法における市町村長の海岸管理

海岸保全区域の管理
(第5条第2項)

(都道府県知事)

- 海岸保全施設の整備等
- 占用の許可
- 行為の許可 等

指定

対象となる区域を
都道府県知事が指定

- 海岸保全施設の整備等
- 占用の許可
- 行為の許可 等

(市町村長)

改正後の海岸法における市町村長の海岸管理

海岸保全区域の管理
(第5条第2項、第6項)

(都道府県知事)

- 海岸保全施設の整備等
- 占用の許可
- 行為の許可 等

指定

協議

- 海岸保全施設の整備等
- 占用の許可
- 行為の許可 等

(市町村長)

一般公共海岸区域の管理
(第37条の3第3項)

(都道府県知事)

- 占用の許可
- 行為の許可 等

協議

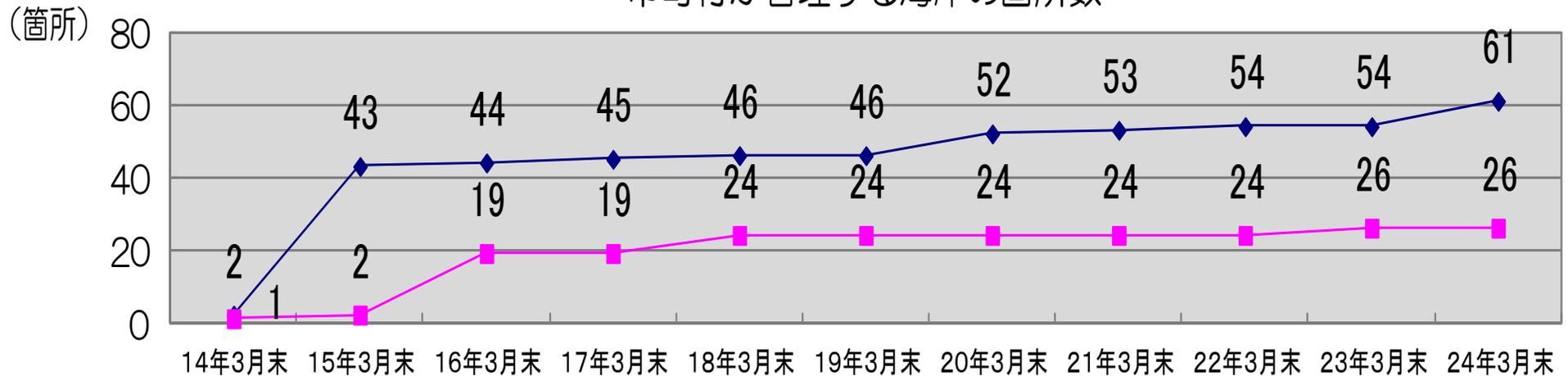
市町村参画の拡大

- [海岸保全区域]
- 占用の許可
 - 行為の許可 等

- [一般公共海岸区域]
- 占用の許可
 - 行為の許可 等

地域に根ざした海岸管理の推進(2)～市町村による日常の海岸管理の状況～

市町村が管理する海岸の箇所数



◆ 第5条第6項 ■ 第37条の3第3項

出典：海岸統計（国土交通省水管理・国土保全局 編）

注1)このほか、港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長として市町村が管理する海岸等がある。

注2)神奈川県逗子市による海の家騒音や風紀の乱れに関する取組等は、海岸法に基づき実施されているものではない。

京都府京丹後市

平成13年7月1日から、海岸の自然環境を保全するため、一般公共海岸区域の日常的な管理を実施

- 網野町海岸管理条例等（現在は京丹後市海岸管理条例）を制定。
- 清掃など海岸の維持管理、利用促進、占用・制限行為の許可など。
- 鳴き砂で有名な琴引浜を管理。砂の表面が少しでも汚れると鳴かなくなるため、別途、自然環境を保全するための条例を制定。琴引浜を指定し、喫煙や花火などを規制し自然環境の保全を図っている。

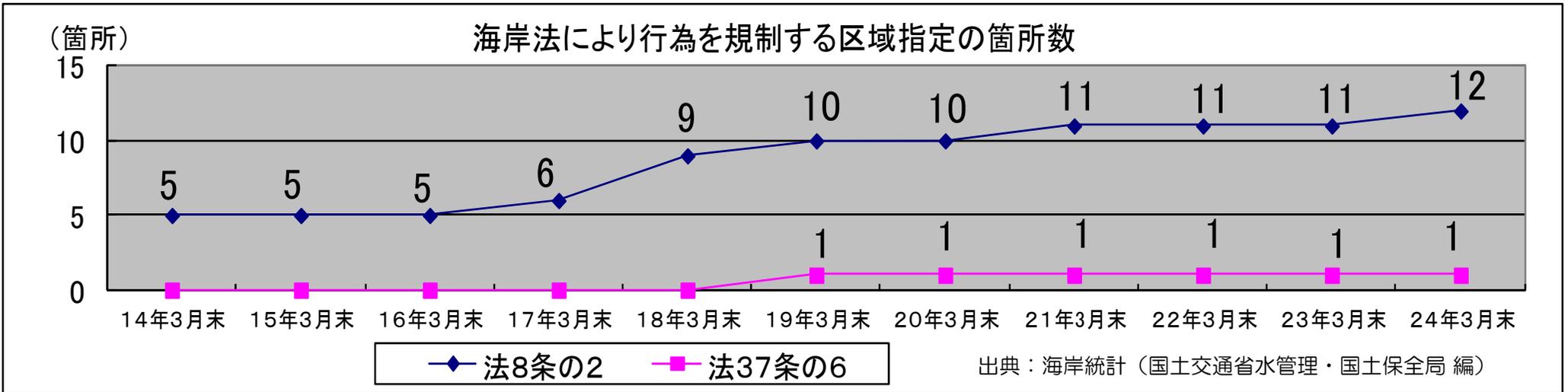


琴引浜（京都府京丹後市） 19

地域に根ざした海岸管理の推進(3)～海岸の管理における行為規制の推進～

＜行為を規制する区域指定の海岸数＞

公共海岸に該当し、かつ、海岸管理者が指定した区域での行為を禁止するため乗り入れを規制する物件を海岸管理者は指定することができることとされている。



愛知県遠州灘沿岸

愛知県渥美半島の太平洋側海岸は、アカウミガメの産卵地であり、また、海浜植物の植生地でもある。近年、オフロード車等の無秩序な乗り入れなどがなされることから、砂浜の自然環境条件を保全するため、砂浜への自動車等の乗り入れを規制することとした。

[平成18年1月20日付け告示]

- 乗り入れを規制する区域の指定
- 乗り入れを規制する対象として、自動車、原動機付自転車及び軽車両を指定



車両乗り入れ規制の周知看板（愛知県遠州灘沿岸）

海岸保全区域の占用等に係る審査基準について

- 平成11年の海岸法改正以降、徳島県や鹿児島県等では、海岸保全区域の占用（海岸法第7条第1項）、海岸保全区域における行為の制限（海岸法第8条第1項）に係る許可の審査基準として、環境及び利用の観点からの判断事項を定めている。

「環境」を審査基準として定めている事例（徳島県・鹿児島県）

- 徳島県では、独自に①「海岸保全区域占用許可審査基準」、②「海岸保全区域の行為の許可審査基準」を作成しており、関係法令に定めがあるもののほか、次に掲げる基準<以下、①より抜粋>に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならないこととしている。

2 海岸保全区域の占用の許可を受けようとする者の行為が以下の条件を満たしていること

- ① 占用目的が、公共用財産である土地の公共的性格に十分留意されたものであり、その用途又は目的を妨げないものであること
- ② 他の海岸保全施設の維持及び管理等、海岸の保全に支障を与えないこと
- ③ 工作物等を設置する場合、安全な構造であること
- ④ 土砂採取、危険物の設置等、他の法令により規制を受ける行為をする場合は当該規則に従うこと
- ⑤ 付近の航行等に対する支障がないこと
- ⑥ 近隣事業者の事業活動に支障を与えないこと（与える場合は同意書をもって足る）
- ⑦ 水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと

- 鹿児島県では、独自に「鹿児島県海岸占用許可実施要領」を作成しており、土地の利用状況、景観及び環境との調整についての基準等を定めている。

<以下、抜粋(第7条以外は内容省略)>

第5条 占用場所についての基準

第6条 自由使用との調整等についての基準

第7条 土地の利用状況、景観及び環境との調整についての基準

「海岸の占用は、海岸及びその周辺の土地及び水面の利用状況、景観その他の自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない。」

第8条 構造についての基準

第9条 海岸事業等との調整についての基準

第10条 管理責任についての基準

海岸環境の調査～「海辺の生物国勢調査」の実施事例～

- 海岸法の改正により、防護・環境・利用の調和した海岸の保全・整備をより推進していくため、海浜域における生物情報を効率的かつ的確に収集する必要がある。
- 専門的見地から、生物情報に関して統一された調査手法を定め、海浜部の生物生息状況の実態を把握し、今後の効率的な海岸管理並びに自然豊かな海岸整備に資することを目的として調査マニュアルを作成。

本マニュアルの概要

- マニュアル名 : 海辺の生物国勢調査マニュアル(案) (平成15年3月策定)
- 調査対象 : 水管理・国土保全局所管の砂浜海岸(直轄海岸で実施)
- 調査頻度 : 原則5年に1回
- 現地調査項目 : 地形／水質・底質／漂着物／植物／鳥類／陸上昆虫類／乳類・両生類・は虫類等／底生生物／海藻・海草類／魚類

海岸環境情報図のイメージ

